

こ支障第167号
令和6年7月2日

各 { 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市市長 } 殿

こども家庭庁支援局長
(公印省略)

「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（令和6年こども家庭庁告示第3号。以下「一部改正告示」という。）附則第1条第1号により、一部改正告示中「福祉介護職員等処遇改善加算」に係る改正規定が令和6年6月1日に施行されたことに伴い、下記通知の一部を改正したため、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いする。

【資料掲載箇所】

こども家庭庁ホーム > 政策 > 障害児支援 > 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

[令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について | こども家庭庁 \(cfa.go.jp\)](https://cfa.go.jp)

記

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について別紙のとおり改正する。